

経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする
ガイドライン」に対する在日米国商工会議所の意見

1. 氏名： 在日米国商工会議所 プライバシータスクフォース
2. 連絡先： 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニックMTビル 10階
在日米国商工会議所 渉外室 日本政府担当 マネジャー 安田美穂
Tel: 03-3433-8451 Fax: 03-3433-8454 Email: myasuda@accj.or.jp
3. 所属団体： 在日米国商工会議所

4. 意見の該当箇所

II. 2. (2) ⑤ 22頁

5. 意見の概要

「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」の具体例として、できるだけ多くの事例を記載して頂きたい。

6. 意見

法第18条第4項第4号は、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」の具体例として、できるだけ多くの事例（特に法第18条2項が適用される、書面等で個人情報を取得する場合について本号を根拠として明示が不要となる場合）を記載して頂きたい。

7. 理由

法第18条第4項第4号は、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」としか規定していないため、実際の運用においてはガイドラインに記載されている事例をもとに個々のケースを判断せざるを得ない。日常生活および業務等において取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は多くみられると思うが、ガイドラインでは2つの事例しかあげられていないため、運用する側としてはこの規定を限定的に解釈せざるを得ない。特に書面等で個人情報を取得する場合、書面等の表題等から個人情報の利用目的が明らかであると認められる場合が多くあり、それらの表題等から明らかであると認められる利用目的以外に利用しない場合にも法第18条第4項第4号の規定を厳格に適用することは合理的でない。例えば、試験の解答用紙に名前を記載させる場合、JRの指定席券購入申込用紙に名前、電話番号を記載させる場合等、特に他の利用目的が明示されていなければ、それらの書面の表題等から利用目的が明らかであるような場合に、あらためて利用目的を明示することは個人情報を提供する本人からも不必要である。従って、このような抽象的な規定に対してはガイドラインにおいてできるだけ多くの事例を記載することが望まれる。

経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする
ガイドライン」に対する在日米国商工会議所の意見

1. 氏名： 在日米国商工会議所 プライバシータスクフォース
2. 連絡先： 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニックMTビル 10階
在日米国商工会議所 渉外室 日本政府担当 マネジャー 安田美穂
Tel: 03-3433-8451 Fax: 03-3433-8454 Email: myasuda@accj.or.jp
3. 所属団体： 在日米国商工会議所

4. 意見の該当箇所

II. 2. (3) 4) 34-35頁

5. 意見の概要

個人データの提供が委託に伴う場合、第三者提供についての本人の同意を取得した場合は、第22条の監督責任を委託先に対して負担しないということを明確にされたい。

6. 意見

個人データの提供が委託に伴う場合、第三者提供についての本人の同意を取得した場合は、第22条の監督責任を委託先に対して負担しないということを明確にされたい。

7. 理由

法は23条1項で、第三者提供について原則としてオプトインを要求し、その例外として委託などの場合を定めている。委託を例外としている趣旨は、企業の情報処理を外部委託している実情に鑑みそれについてオプトイン原則を貫くと外部委託が実際上不可能となり、情報処理産業が成立しないこと、他方委託元が委託先に対して監督責任を負うことからかかる同意を取得しなくても本人の利益が保護できるということである。そうであるとすれば、原則どおり本人の同意を厳格に取得すれば、本人の保護としては十分であり、さらに監督責任を認める必要はないと解される。

実際にも、実務上は、委託と構成すべきか、第三者提供と構成すべきかについて判断が困難であるケースが多々存在する。このような場合に、委託と構成しうる可能性があることをもって、常に監督責任を負うというのは現実的でない。本人の同意を取得することをもってこのような場合を処理することも十分認められるべきである。

(上記の解釈については、御省の情報経済課の担当者の方が電話において説明されたことであるが、書面において明確にされていないため、実務上若干の混乱が生じているようである。)

経済産業省「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする
ガイドライン」に対する在日米国商工会議所の意見

1. 氏名： 在日米国商工会議所 プライバシータスクフォース

2. 連絡先： 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニックMTビル 10階

在日米国商工会議所 渉外室 日本政府担当 マネジャー 安田美穂

Tel: 03-3433-8451 Fax: 03-3433-8454 Email: myasuda@accj.or.jp

3. 所属団体： 在日米国商工会議所

4. 意見の該当箇所

II. 2. (4) ⑤ 40頁

5. 意見の概要

共同利用の場合に、共同利用者が他の共同利用者の行為について責任を負う範囲について明確にされたい。

6. 意見

共同利用者が他の共同利用者に対して監督義務を負うのか、そうである場合、その義務はどのような内容かについて明らかにして頂きたい。そのような監督義務がない場合、共同利用者が他の共同利用者の行為について責任を負う場合があるのか、その場合その法的根拠は何かについて明確にして頂きたい。

7. 理由

「経済産業分野を対象とする個人情報保護ガイドラインおよび今後の施策について」（平成17年8月）と題する御省作成の資料19頁において、「共同利用者からの漏洩等について、民事上の賠償責任の可能性」と説明されている。その責任の前提として、共同利用者が他の共同利用者に対して監督義務を負うのか、そうである場合、その義務はどのような内容かがガイドライン上明らかにされていない。そのような監督義務がない場合、共同利用者の他の共同利用者の行為について責任を負う場合があるのか、その場合その法的根拠は何か明確にされていない。

経済産業省「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする
ガイドライン」に対する在日米国商工会議所の意見

1. 氏名： 在日米国商工会議所 プライバシータスクフォース
2. 連絡先： 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニックMTビル 10階
在日米国商工会議所 渉外室 日本政府担当 マネジャー 安田美穂
Tel: 03-3433-8451 Fax: 03-3433-8454 Email: myasuda@accj.or.jp
3. 所属団体： 在日米国商工会議所

4. 意見の該当箇所

II. 2. (4) ⑤ 40頁

5. 意見の概要

共同利用についての通知又は本人が容易に知り得る状態に置くという要件について、全ての共同利用者が行われなければならないか。その場合、共同利用者一社が要件を充たさなかった場合の法的効果についても明確にされたい。

6. 意見

共同利用についての通知又は本人が容易に知り得る状態に置くという要件について、全ての共同利用者が行われなければならないか。そうであったとして、共同利用者一社がその要件を充たさなかった場合の法的効果についても明確にされたい。

7. 理由

「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に関する意見に対する御省の考え方の中で、「『本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く』手続は、原則として、共同利用する者全員において行う必要があると解されますが、具体的内容は個別の事案ごとに判断することになります。具定例の追加等については、社会情勢の変化を踏まえて検討してまいりたいと考えます。」と説明されている（37頁）。この点についての御省の考え方をガイドラインで明らかにして頂きたい。特に、例外として全員において行う必要がないと考えられる場合というのはどういう場合か、についても具体的に指針を示して頂きたい。特に、共同利用者が外国会社を含む場合がこのような例外に含まれるべきであると考えられるが、その点についても明確にして頂きたい。

経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする
ガイドライン」に対する在日米国商工会議所の意見

1. 氏名： 在日米国商工会議所 プライバシータスクフォース
2. 連絡先： 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニックMTビル 10階
在日米国商工会議所 渉外室 日本政府担当 マネジャー 安田美穂
Tel: 03-3433-8451 Fax: 03-3433-8454 Email: myasuda@accj.or.jp
3. 所属団体： 在日米国商工会議所

4. 意見の該当箇所

II. 2. (4) ⑤ 40頁

5. 意見の概要

グループ会社について、共同利用によることができる場合・方法について例示を含めて明確にされたい。

6. 意見

- (1) 共同利用者の範囲の記載方法について具体的な例示を挙げて頂きたい。特に、「XXXXの親会社、子会社、その他の関連会社」又は「XXXXXのグループ会社」という表示が許されるかどうかについて明確にされたい。
- (2) 「利用する者の利用目的」として、「共同利用者の新しい商品・サービスに関する情報提供」のような記載が許されるかについて明確にされたい。

7. 理由

- (1) 共同利用者の範囲の記載方法について、ガイドライン上具体的な例示がないため、実務上は、許される記載方法についてかなり苦慮している。許される記載事例を設けることによって、実務に対する明確なガイダンスを与えるべきである。特に、「XXXXの親会社、子会社、その他の関連会社」又は「XXXXXのグループ会社」のような記載方法が許されるかについて明確にして頂きたい。
- (2) グループ企業の中には、あらゆる異種業務に従事する会社を抱えるグループが存在する。例えば、金融業と一般の製造業など全く異なる事業を行う会社が含まれる場合がある。このような場合に、「共同利用者の新しい商品・サービスに関する情報提供」のように共同利用目的を設定することによって、共同利用を行うことができるのであろうか。実務上このような共同利用を行っている会社もよく見受けられる。しかしながら、利用目的の特定が「XX 事業における」というように特定することを求めている（ガイドライン 14-15 頁）ことからすれば、このような共同利用形態は許されないと解される。しかし、この点が明確になっていないため、実務上は幅広く共同利用が利用されているようである。この点の解釈を明確にすることにより、実務への指針を与える必要があると考える。

経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする
ガイドライン」に対する在日米国商工会議所の意見

1. 氏名： 在日米国商工会議所 プライバシータスクフォース
2. 連絡先： 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニックMTビル 10階
在日米国商工会議所 渉外室 日本政府担当 マネジャー 安田美穂
Tel: 03-3433-8451 Fax: 03-3433-8454 Email: myasuda@accj.or.jp
3. 所属団体： 在日米国商工会議所

4. 意見の該当箇所

II. 2. (3) 2) 25、26頁

5. 意見の概要

個人情報取扱事業者が漏洩発生などの事故発生時に主務大臣に報告する義務があるかどうかについて明確にされたい。また、複数の主務大臣がある場合に、いずれの主務大臣に報告すべきなのか。

6. 意見

個人情報取扱事業者が漏洩発生などの事故発生時に主務大臣に報告する義務があるかどうかについて明確にされたい。また、全ての事故の場合に報告義務はないが、事故の重大性などの状況によって、報告義務が認められる（報告しなかったことが法の違反になる）と解されることがあるか明確にされたい。さらに、複数の主務大臣がある場合に、いずれの主務大臣に報告すべきなのかについても明確にされたい。

7. 理由

金融庁ガイドライン、信用分野ガイドライン、国土交通省ガイドライン（努力義務）など、いくつかのガイドラインにおいては、漏洩などの事故が発生した場合についての主務大臣への報告義務が明確に規定されているが、経済産業省のガイドラインでは、かかる明確な規程がなく、組織的安全管理措置の中で望ましい事項の一つとしてあげられているにすぎず、明確な規定はない。そこで、経済産業分野について、個人情報取扱事業者が漏洩発生などの事故発生時に主務大臣に報告する義務があるかどうかについて明確にして頂きたい。また、全ての事故の場合に報告義務はないが、事故の重大性などの状況によって、報告義務が認められる（報告しなかったことが法の違反になる）と解される余地があるかについても明確にして頂きたい。さらに、複数の主務大臣がある場合に、全ての主務大臣に報告すべきなのか、いずれの主務大臣かで足りるのかについても明確にして頂きたい。